

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 死亡時の保障

重要事項
説明

必ずお読みください

逓増定期保険 無配当

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

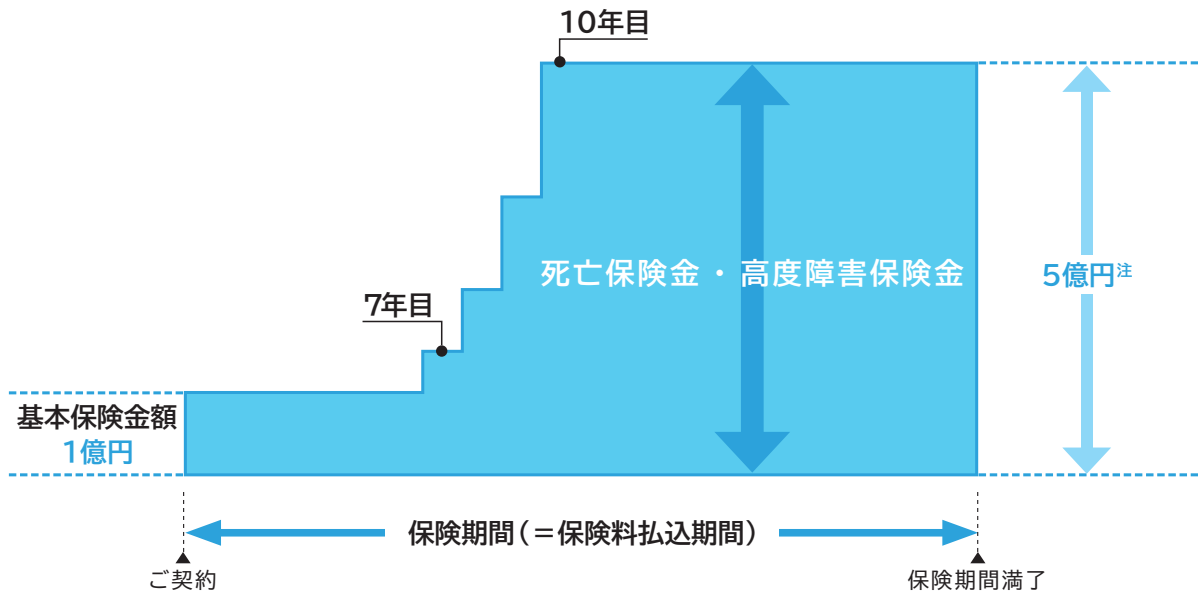
- 死亡・約款所定の高度障害状態に一定期間備えることができます。
- 保険料は一定で、約款所定の逓増率により保険金額が増加します。

2 商品(主契約)のしくみ

〈変動率型・逓増率0%第7保険年度以後50%の場合〉

保険金額が第6保険年度までは基本保険金額と同一で、第7保険年度以後は毎年50%複利で増加します。注

契約例：基本保険金額 1億円



注 死亡保険金・高度障害保険金は、基本保険金額の5倍を限度とします。

※具体的なご契約の内容(逓増率、基本保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

■各保険年度の保険金額^{注1}は、基本保険金額^{注2}に約款所定の率^{注3}を乗じた金額となります。

注1 保険金額は円未満の端数を切り上げ、1円単位とします。

注2 基本保険金額とは、主契約の死亡保険金、高度障害保険金をお支払いする際の基準となる保険金額のことで、第1保険年度の保険金額と同額です。

注3 約款所定の率については、約款別表「基本保険金額に乗じる率」をご覧ください。

3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ● 約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

- 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

代理請求特約

- 次の場合、保険金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と保険金等の受取人が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- 代理請求特約を付加されない場合、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。
- 死亡保険金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

5 解約返戻金について

解約返戻金は、多くの場合払込保険料累計額を下回ります。また、保険期間満了時には解約返戻金は0（ゼロ）となります。

6 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

7 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳細は [注意喚起情報](#) の「お問い合わせ先」をご覧ください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

■「保険種類のご案内」について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。「保険種類のご案内」は、三井住友海上あいおい生命の最寄りの課支社等にご請求ください。

満点生活応援団

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまのための各種サービスをお電話にてご提供します。

健康・医療相談

暮らしの相談

介護相談

※「満点生活応援団」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

※サービスの内容等は2018年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0702 【AD】90-702 58,000 2017.09.01 (改) 62 登2017-A-200(2018.4.2)